

別表（R5.6.1～）

特別養護老人ホームいなほ園利用料金表

1 介護保険給付サービス利用料金

原則としてお支払いいただく利用者負担金は下記の利用料金の1割の金額です。※介護保険の2割又は3割負担の方は別に定めています。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1) 基本料金

(1日につき)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本介護サービス費（個室・多床室）	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円

※ ご契約者がまだ要介護を受けていない場合には、利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 加算料金

(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	重度の要介護状態の者や認知症の入所者が多くを占め、かつ介護福祉士を有する職員を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する施設の場合	360円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	夜勤介護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合	130円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	上記に加え、夜勤帯を通じて喀痰吸引等のできる介護職員を配置している	160円
看護体制加算	（Ⅰ）常勤の看護師を1名以上配置の場合	40円
	（Ⅱ）看護職員を定数以上配置し、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	80円
配置医師緊急時対応加算	配置医師との体制を整え医師と施設の間で具体的な取り決めがなされて早朝・深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合	
	早朝・深夜の場合	6,500円/回※
	深夜の場合	13,000円/回※
看取り介護加算（Ⅰ）	入所者又は家族の同意を得て、看取り介護に関する計画により行う場合	
	死亡日45日前～31日前	720円
	死亡日以前4日～30日	1,440円
	死亡日の前日、前々日	6,800円
	死亡日	12,800円
看取り介護加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に加え配置医師との医療提供体制を整備して看取った場合	
	死亡日45日前～31日前	720円
	死亡日以前4日～30日	1,440円
	死亡日の前日、前々日	7,800円
	死亡日	15,800円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練員として作業療法士を常勤で配置している場合	120円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施のために必要な情報を活用すること	200円/月※
ADL維持等加算（Ⅰ）	日常生活動作について評価し、厚生労働省に提出する場合	300円/月※
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合	50円
初期加算	新入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後、再入所した場合（30日を限度）	300円
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算（入所中1回、場合により2回を限度）	4,600円
	退所後訪問相談援助加算（退所後、1回を限度）	4,600円
	退所時相談援助加算（1回を限度）	4,000円
	退所前連携加算（1回を限度）	5,000円
栄養マネジメント強化加算	必要な体制が整備され、低栄養のリスクに対して対応し、栄養マネジメントを行った場合	110円
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合	280円
経口維持加算（Ⅰ）	摂食嚥下障害のある利用者に対して計画的な支援と評価を行った場合	4,000円/月※
再入所時栄養連携加算	入居者が医療機関に入院し栄養摂取状況が大きく変わり調整を行った場合	2,000円/回※
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	60円/回※
入院または外泊時の費用	入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合（1月に6日を限度）	2,460円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師及び歯科衛生士の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合	900円/月※
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、口腔衛生の管理に係る計画の情報を厚生労働省に提出、適切な実施のために情報を活用する場合	1100円/月※
排せつ支援加算（Ⅰ）	利用者の排泄障害を軽減できると医療職が判断し利用者が望んだ場合	100円/月※

排せつ支援加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の要件を満たしている施設において、改善するか、悪化がない場合又はおむつ使用なしに改善している場合	150円／月※
排せつ支援加算（Ⅲ）	（Ⅰ）の要件を満たしている施設において、改善するか、悪化がない場合かつおむつ使用なしに改善している場合	200円／月※
排せつ支援加算（Ⅳ）	利用者の排泄障害を軽減できると医療職が判断し利用者が望んだ場合	1000円／月※
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生を予防するため計画的な評価と取組みを実施した場合	30円／月※
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の要件を満たしている施設において、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合	130円／月※
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	褥瘡発生の危険性の評価と、その危険性が高いと認められる利用者について、多職種協働で褥瘡ケア計画を策定し管理を行った場合	100円／月※
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたり、必要な情報を活用している場合。	400円／月※
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を提出している場合	500円／月※
自立支援促進加算	医師が定期的に医学的評価の見直しを行い、計画策定に参加している場合。	3000円／月※
安全対策体制加算	事故発生防止指針の整備等、事故予防のための対策を整備している場合（新入所時のみ）	200円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	（基本料金＋加算料金）×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	経験、技能を有する介護職員の更なる処遇改善に取り組んでいる場合	（基本料金＋加算料金）×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	すでに上記の介護職員処遇改善加算の算定を行っている場合	（基本料金＋加算料金）×1.6%

※月単位もしくは回数単位

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（1）居住費及び食費

（1日につき）

居住費	従来型個室 1,171円、多床室 855円
食費	1,620円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

外泊、入院期間中でも居住費負担が発生します。

（2）その他の費用

特別な食事	・栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は（酒類を含みます）要した費用の実費をいただきます。
理髪	・原則として毎月第4月曜日に理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 利用料金：1回あたり2,300円
レクリエーション、クラブ活動	・ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことが出来ます。 利用料金：材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはその旨お話しください。